

平成23年8月22日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成22年(ワ)第506号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年6月30日

追 加 判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士 園 田 理

被 告 有 限 会 社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

ほか5名

頭書事件において当裁判所が平成23年8月11日に言い渡した判決につき、
民事訴訟法258条1項、243条1項に基づき、追加判決をする。

主 文

被告は、原告に対し、別紙質物目録2、5、6記載の各動産をそれぞれ
引き渡せ。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、別紙判決書（当裁判所が平成23年8月11日に言い渡したもの）
1頁第2「事案の概要」柱書記載及び同2頁以下「1 争いのない事実等」記
載の事案であるところ、原告が被告に対し、本件取引②、⑤、⑥について担保
に供した質物につき、被担保債権である貸金返還請求権の消滅による質物返還

を請求していた点に対し、裁判を脱漏したものである。

本件の争点及びこれについての当事者の主張は、過払金の不当利息返還請求に関するものと同様であり、別紙判決書3頁以下「2 争点についての当事者の主張」のとおりである。

第3 当裁判所の判断

質取引においても利息制限法が適用されるものと解され、本件取引②、⑤、⑥につき、制限利息を超過して支払った質料を元本に充当すると、別紙判決書の別紙計算書2、5、6の計算となることは、別紙判決書12頁以下「1 争点(1) (利息制限法の適用の有無)について」及び同17頁以下「2 争点(2) (本件各取引における弁済日)」のとおりである。

そうすると、上記各取引については、流質期限は、双方の合意により最終の質料支払日である平成20年1月9日まで延長されていたものと推認されるとところ、いずれも、被担保債権である貸金債務が流質期限前に弁済により消滅していることになる。

したがって、原告は、被告に対し、質物の返還を請求することができる。

この点につき、被告は、質屋営業法19条の規定との抵触を主張するが、被担保債権である貸金債権が消滅している以上、質権も消滅しているというほかなく、同条がかかる附從性まで否定しているものと解することはできない。

よって、原告の前記請求には理由があるからこれを認容し、仮執行宣言については相当でないので付さないこととし、訴訟費用については、既に言い渡した判決のとおりであるから改めて裁判しないこととし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所半田支部

裁判官 三芳純平

質物目録

1 キモノ (ただし、被告における質物番号3997のもの)

2 パーリング (ただし、被告における質物番号4227のもの)

3 キモノ (ただし、被告における質物番号247のもの)

4 キモノ (ただし、被告における質物番号4060のもの)

5 キモノ (ただし、被告における質物番号1119のもの)

6 キモノ (ただし、被告における質物番号3960のもの)

以上

これは正本である。

平成23年8月22日

名古屋地方裁判所半田支部

裁判所書記官 前野宏和